

資料 1

平成 26 年 6 月 17 日

入間市国民健康保険税の税率等の見直しについて

○前回までに決まったこと（別添 平成 25 年第 4 回協議会会議録参照）

- ・法定外繰入金の減額を 10 億円とする。（改定幅を 10 億円とする）
- ・国保税率の見直し回数は 3 回とし、初回に 5 億円、続く 2 回を 2.5 億円ずつそれぞれ引き上げることとする。
- ・初回の見直しは平成 27 年度とする。
- ・低所得者の軽減は、日を改めて協議する。

○今回協議していただくこと

- ・シミュレーションの結果を見て、3 回の見直しを何年間で実施するか。
- ・低所得者の軽減について（6・4 軽減⇒7・5・2 軽減）
- ・限度額について

改定案

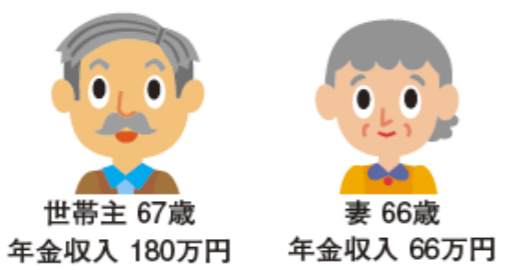
	6・4軽減	7・5・2軽減	←	←
	25年度	5億(27年度)	7.5億	10億
課税額	3,426,043,900	3,922,339,300	4,186,917,500	4,418,160,000
25年度との差額		496,295,400	760,873,600	992,116,100

	限度額 51 万			
	←	←	←	←
医_所得割	5.5%	6.9%	7.4%	7.8%
資産割	40.0%	20.0%	10.0%	0.0%
均等割	8,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
平等割	12,000 円	6,000 円	3,000 円	0 円

	限度額 14 万			
	←	←	←	←
支_所得割	1.5%	1.9%	2.0%	2.1%
均等割	3,000 円	6,000 円	8,000 円	10,000 円


	限度額 12 万			
	←	←	←	←
介_所得割	0.8%	1.2%	1.4%	1.6%
均等割	10,000 円	11,000 円	12,000 円	13,000 円

3つのモデルによる保険税額のシミュレーション



世帯主 67歳 年金収入 180万円
妻 66歳 年金収入 66万円

	H25
固定資産税なし	52,800
固定資産税あり(10万円)	92,800



世帯主 50歳 営業所得 300万円
妻 50歳 所得なし
子 17歳 (高校生)



世帯主 40歳 給与収入 400万円
妻 35歳 パート収入 60万円
子 10歳
子 8歳

6・4軽減 7・5・2軽減

5億	H26	改正後	所沢市	飯能市	狭山市
固定資産税なし	39,200	47,700	53,000	50,000	42,500
固定資産税あり(10万円)	79,200	67,700	83,000	70,000	76,500

6・4軽減 7・5・2軽減

H25・26	改正後	所沢市	飯能市	狭山市
273,100	357,900	359,100	376,600	317,500
313,100	377,900	389,100	396,600	351,500

6・4軽減 7・5・2軽減

H25・26	改正後	所沢市	飯能市	狭山市
247,600	333,800	338,200	349,100	292,200
287,600	353,800	368,200	369,100	326,200

7.5億

H26	改正後	所沢市	飯能市	狭山市
固定資産税なし	39,200	54,800	53,000	42,500
固定資産税あり(10万円)	79,200	64,800	83,000	76,500

H25・26

H25・26	改正後	所沢市	飯能市	狭山市
273,100	399,200	359,100	376,600	317,500
313,100	409,200	389,100	396,600	351,500

H25・26

H25・26	改正後	所沢市	飯能市	狭山市
247,600	378,600	338,200	349,100	292,200
287,600	388,600	368,200	369,100	326,200

10億

H26	改正後	所沢市	飯能市	狭山市
固定資産税なし	39,200	61,400	53,000	42,500
固定資産税あり(10万円)	79,200	同上	83,000	76,500

H25・26

H25・26	改正後	所沢市	飯能市	狭山市
273,100	437,900	359,100	376,600	317,500
313,100	同上	389,100	396,600	351,500

H25・26

H25・26	改正後	所沢市	飯能市	狭山市
247,600	420,800	338,200	349,100	292,200
287,600	同上	368,200	369,100	326,200

埼玉県内40市 平成26年度 国民健康保険税 税率・限度額一覧

		軽減	医療分					支援分			介護分			
			賦課方式	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割額 (円)	限度額 (万円)
1	草加市	7・5・2		8.40	10.0	14,000	14,000	50	1.50	3,000	13	1.10	6,900	10
2	越谷市	6・4	2方式	8.20		26,500		51	1.70	7,500	16	1.70	8,500	14
3	幸手市	6・4		8.10	30.0	17,000	15,000	50	1.80	9,900	12	1.00	8,400	10
4	坂戸市	7・5・2	2方式	7.80		24,500		51	1.70	4,500	14	1.40	10,000	11
5	朝霞市	7・5・2		7.70	33.0	12,000	14,000	51	2.00	9,000	14	1.70	9,000	12
6	さいたま市	7・5・2	2方式	7.49		29,200		50	1.90	7,400	13	1.90	8,900	10
7	川口市	7・5・2	2方式	7.45		28,000		51	2.50	9,000	14	1.30	13,000	12
9	鶴ヶ島市	7・5・2	2方式	7.40		17,000		51	1.50	10,000	14	0.90	9,000	12
10	新座市	7・5・2		7.39	35.0	3,000	13,000	49	1.36	11,000	14	1.36	11,000	12
11	川越市	6・4	2方式	7.35		21,800		51	2.20	6,400	14	1.40	9,000	12
12	東松山市	7・5・2		7.30	26.0	18,000	9,600	51	2.40	12,000	14	2.00	13,200	12
	2方式11市	7・5・2軽減の割合	63.64%	7.07	-	24,518	-	50.64	2.03	8873	13.82	1.53	10755	11.36
13	久喜市	7・5・2	2方式	7.00		29,000		51	2.10	10,000	14	2.20	11,000	12
14	鴻巣市	6・4	2方式	7.00		14,000		50	2.00	10,800	13	1.92	15,000	10
15	志木市	7・5・2		7.00	34.0	9,500	19,500	47	1.10	10,000	12	1.36	11,000	10
16	加須市	7・5・2		7.00	19.0	8,000	15,000	50	2.30	7,000	14	2.40	11,000	11
17	白岡市	7・5・2		6.92	35.0	9,600	19,800	47	1.78	11,400	12	1.20	10,800	10
18	本庄市	7・5・2		6.90	20.0	19,500	16,000	51	2.90	9,900	14	2.70	12,400	12
	入間市(5億増)	7・5・2		6.90	20.0	15,000	6,000	51	1.90	6,000	14	1.20	11,000	12
19	上尾市	7・5・2		6.80	30.0	10,000	15,000	50	1.50	8,000	13	1.00	9,000	10
20	蓮田市	6・4		6.70	30.0	14,100	20,700	47	2.80	8,100	12	1.50	11,400	9
	県内40市	7・5・2軽減の割合	72.50%	6.66	-	14,763	-	49.63	2.03	8,145	13.33	1.36	9,755	10.83
21	戸田市	6・4	2方式	6.60		18,000		50	1.35	9,000	13	1.20	11,500	10
22	八潮市	6・4		6.60	20.0	14,000	23,000	51	2.60	11,000	14	1.40	10,000	12
23	飯能市	7・5・2		6.60	20.0	13,000	10,000	51	2.30	8,000	14	1.50	13,000	12
24	三郷市	6・4		6.60	18.0	13,000	20,000	50	2.00	6,000	13	1.20	10,000	10
	4方式29市	7・5・2軽減の割合	75.86%	6.51	26.74	11,062	15,855	49.24	1.98	7766	12.66	1.27	9031	10.21
25	所沢市	7・5・2		6.50	30.0	9,000	17,000	50	2.60	11,000	12	0.97	6,700	9
	西部11市(8市)	7・5・2軽減の割合	72.73%	6.45	27.25	13,845	13,425	49.91	2.09	7,691	13.45	1.24	9,955	11.09
26	吉川市	7・5・2	2方式	6.40		33,000		50	1.80	8,000	13	1.50	12,000	10
27	桶川市	7・5・2		6.40	30.0	10,500	15,900	47	1.90	7,200	12	1.10	9,000	9
28	蕨市	6・4		6.40	35.0	8,000	12,000	51	1.00	3,000	14	0.90	9,000	11
29	和光市	7・5・2		6.30	12.0	15,600	18,000	51	1.80	7,200	14	1.00	7,200	12
30	北本市	7・5・2		6.20	30.5	8,000	15,000	50	1.80	5,000	13	1.00	8,000	10
31	行田市	7・5・2		6.10	32.0	11,000	17,000	51	2.20	9,000	14	1.40	7,000	12
32	熊谷市	7・5・2		6.10	30.0	9,000	17,500	50	2.00	10,800	13	1.10	7,800	10
33	富士見市	6・4		5.90	33.0	11,000	16,000	47	2.10	6,000	12	1.00	9,600	9
34	羽生市	7・5・2		5.90	39.0	9,500	19,000	47	2.60	9,000	12	1.40	8,500	9
35	ふじみ野市	7・5・2		5.65	25.0	13,100	12,000	51	1.75	11,000	14	1.35	11,000	12
36	秩父市	7・5・2		5.60	40.0	8,500	17,500	41	1.80	5,000	12	1.00	7,000	8
37	日高市	7・5・2		5.50	10.0	8,900	16,800	51	2.40	6,700	14	1.10	10,000	12
38	狭山市	7・5・2		5.50	34.0	8,000	14,000	44	2.50	6,000	12	1.20	8,000	9
	入間市(現行)	6・4		5.50	40.0	8,000	12,000	51	1.50	3,000	14	0.80	10,000	12
39	深谷市	7・5・2		5.20	35.0	8,000	15,500	51	2.70	4,000	14	1.00	6,000	12
40	春日部市	7・5・2	2方式	5.10		28,700		51	3.60	15,000	14	1.40	10,400	12

■低所得者の軽減について

国民健康保険税額を計算する際に、世帯内加入者の所得金額に一定の基準を設け、均等割額と平等割額をそれぞれ軽減しています。

軽減方式には次の二通りあって、保険者（自治体）がいずれか一方を選択して適用します。

- ① 7割・5割・2割軽減
- ② 6割・4割軽減（現在の入間市）

基準となる世帯の所得は次のとおりです。（ ）は②を表しています。

7割（6割）軽減：世帯の国保加入者の合計所得が
33万円以下の場合

5割（4割）軽減：世帯の国保加入者の合計所得が
33万円+（24.5万円×（世帯主を含む加入者数））以下の場合

2割（なし）軽減：世帯の国保加入者の合計所得が
33万円+（45万円×（世帯主を含む加入者数））以下の場合

①の方が一割多く軽減されることや、2割軽減が新設されることから、採用する保険者が増えて
います。減額分は「法定繰入金」として市（一般会計）から補填されます。

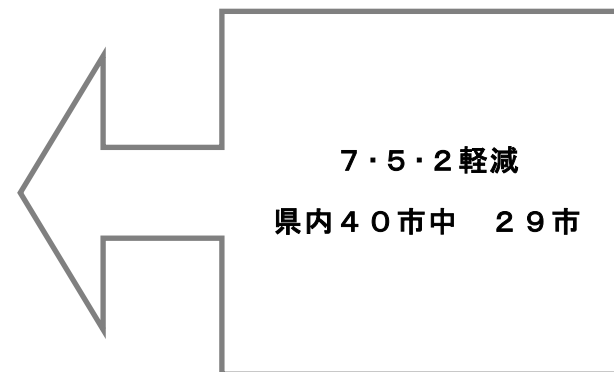
～資料～

平成25年度の課税状況をもとに算出

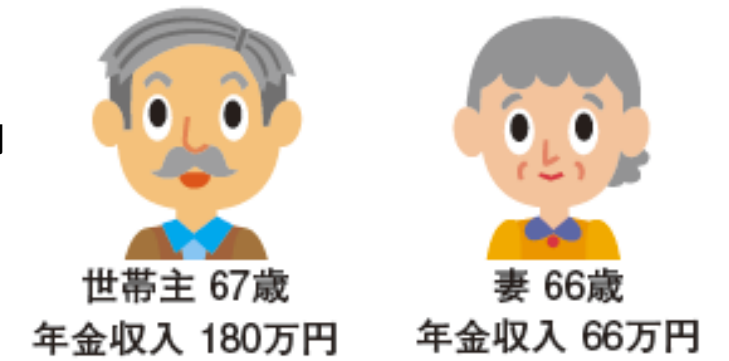
- ・ 7割（6割）軽減…5,406世帯
7,552人
- ・ 5割（4割）軽減…2,302世帯
4,165人
- ・ 2割（なし）軽減…2,725世帯
5,663人
- ・ この軽減を受けない…14,692世帯
27,414人

※ 加入世帯数…25,125世帯

※ 加入者数…44,794人



世帯主の所得＝60万円
妻の所得＝0円



これまでの基準額

世帯33万円

妻24万5千円

二人の所得の合計が57万5千円以下

⇒均等割・平等割が4割軽減

☆この世帯は軽減対象外のため、年税額は5万2,800円

平成26年度以降の基準額

世帯33万円

世帯主24万5千円←新設

妻24万5千円

二人の所得の合計が82万円以下

⇒均等割・平等割が4割軽減

★この世帯は4割軽減が適用され、年税額は3万9,200円

■ 限度額について

国民健康保険税の課税額には限度額（天井）があります。世帯の人数や所得に応じて課税していますが、収入（や固定資産税額）が大きいために超高額な税金が課税されることを避けるためです。

地方税法施行令で定められている限度額を「法定限度額」と言います。運用に当たっては、保険者（自治体）が法定限度額の範囲内で限度額を設定することができます。

この法定限度額が平成26年3月31日に改正され、4月1日後期高齢者支援金等分と介護納付金分がそれぞれ2万円ずつ引き上げられました。

- ①医療給付分 51万円⇒変更ナシ
- ②後期高齢者支援金等分 14万円⇒16万円
- ③介護納付金分 12万円⇒14万円

平成26年度は、県内40市中「越谷市」だけが引き上げています。

～参考～

入間市は平成24年度に限度額改正をしました。

- ①医療給付分 41万円⇒51万円
- ②後期高齢者支援金等分 11万円⇒14万円
- ③介護納付金分 7万円⇒12万円

課税限度所得額 早見表

(擬主+特定同一を含む) 被保険者数 (人)	世帯の所得					
	医療給付分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	平成27年度から (円以下)	平成26年度まで (円以下)	平成27年度から (円以下)	平成26年度まで (円以下)	平成27年度から (円以下)	平成26年度まで (円以下)
1	7,416,956	9,239,090	7,382,631	9,463,333	9,413,333	14,080,000
2	7,199,564	9,093,636	7,066,842	9,263,332	8,496,666	12,829,999
3	6,982,713	8,948,181	6,751,052	9,063,333	7,580,000	11,580,000
4	6,764,782	8,802,727	6,435,263	8,863,333	6,663,333	10,329,999
5	6,547,390	8,657,272	6,119,473	8,663,333	5,746,667	9,079,999
6	6,329,999	8,511,817	5,803,684	8,463,333	4,830,000	7,830,000
7	6,284,184	8,366,363	5,487,894	8,263,333	3,911,200	6,580,000